

農業委員会定数について要望書を提出しました！



現在の農業委員16名の任期が令和5年10月6日(3年間)で満了となります。

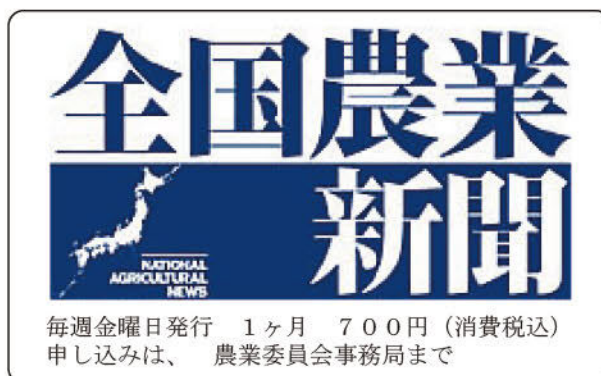
農業委員会では、鷺沼地区の土地区画整理事業や、生産緑地の買取り申し出などにより、将来の担い手の営農維持や発展・確保、都市農業の在り方を考えるため、農業委員会定数問題検討委員会を設置し、次期改選での農業委員会の定数などについて検討を重ねました。

令和5年10月7日付けで改選する新たな農業委員会においても、さらなる都市農業の発展のため、現行定数16名を任命いただくよう、宮本泰介市長に要望書を提出しました。

次期の農業委員の選出に向けた手続きは、令和5年度開始する予定です。

なお、農業委員は、選挙による方法から、市議会の承認を得て市長が任命する方法に改正されました。

令和5年10月7日の新任委員の任命に向けて、令和5年9月に開催される市議会で承認を得る予定です。



習志野市 農業委員会だより

発行 習志野市農業委員会
所在地 習志野市鷺沼二丁目1番1号
電話 047-453-7708

《第14号》

第55回習志野市農業祭が開催されました！

令和4年11月12日(土)と13日(日)に、3年ぶりとなる第55回習志野市農業祭が開催され、2日間で延べ23,000人と多くの方にご来場いただきました。

習志野市の獲れたて野菜の直売コーナーや、焼きそば・フランクフルト、お子さん向けのゲームコーナーなど、大変な賑わいを見せていました。

農業委員会では、獲れたて野菜を袋詰めした福袋の抽選や、焼き芋の販売等を行い、多くの市民の皆様笑顔に届けました。



《ナラシド♪》



☆☆☆ 目 次 ☆☆☆

1. 第55回習志野市農業祭
2. 交流会の開催
3. 農業委員会の活動
4. 相続土地国庫帰属制度
5. 農業用廃ビニール類の捨て方
6. 農業委員会定数の要望書

農業従事者が集まり交流会を開催しました！

令和5年1月17日(火)に、農業委員会・農業士等協会・JA千葉みらい習志野青壮年部・認定農業者との交流会を3年ぶりに開催することが出来ました。

交流会の開催前には、三代川彦博農業委員会会長、田久保雄一農業士等協会会長、櫻井孝則JA千葉みらい習志野青壮年部長より挨拶したのち、宮本泰介市長よりご挨拶をいただきました。



(交流会には多くの方にご参加いただきました)



(挨拶する宮本市長)

令和5年度に開始される予定の土地区画整理事業の進捗状況や、生産緑地制度、農業振興地域制度について、市より説明があり、活発なご意見をいただくことが出来ました。

将来の本市農業を考える場として、次回も、様々なテーマを設けて行っていきたいと考えています。

農業委員会はこんな活動もしています！

農業委員会の活動は、農地の貸し借りや農地転用に関する総会審議ではありません。農業委員会はこんな活動もしています。

【総会審議以外の農業委員会の活動】

1. 遊休農地対策

農協支部の推薦をいただいた農業委員を筆頭に、農地のパトロールを行っています。

2. 新規参入の促進

習志野市内で営農を開始したいと考える個人や法人に関する調整や協議を行っています。

3. 農地に関する研修会の参加

千葉県などが主催する研修会に参加し、色々な地域と交流を図っています。



(自己研鑽に努めています)

習志野市内で農業参入を希望した法人の営農状況を確認するため、耕作地の視察を行いました。

青葉の森公園芸術文化ホールで開催された「令和4年度経営力強化・農地集積促進シンポジウム」に参加しました。



(常にプロの目線で農地を見ています)

相続した土地を国が引き取る制度がスタートします！

令和5年4月27日から『相続土地国庫帰属制度』がスタートします。

この制度は、相続等により取得した土地(農地含む)を国に対して、その土地の所有権を帰属(引き渡す)できる制度です。

帰属を申し出る際には、法務大臣(法務局)に承認申請が必要です。申請できる土地の条件は、以下のとおりです。

【申請できる土地の種類】

宅地・田・畑(農用地区域に指定されている農地も対象)・雑種地・山林・原野等

《ご注意》

○承認申請後に、法務大臣(法務局)による審査があります。

○10年分の土地管理費相当額の負担金の納付が必要です。

※お困り・お悩みの点がありましたら何なりと農業委員会にご相談ください。



詳しい内容は、“相続土地国庫帰属制度の概要”と検索し、法務省ホームページをご覧ください。か、千葉地方法務局までお問い合わせください。

千葉地方法務局：043-302-1311(代表)

農業用廃ビニール類の捨て方にご注意を！

営農のため使用した農業用廃プラスチック類は事業系ごみ「産業廃棄物」に分類されるため、家庭ごみとして出すことは禁止されています。

習志野市では、JA千葉みらい習志野営農センターが実施している農業用廃プラスチック類の回収事業とタイアップし、処分費の一部を補助する事業を実施しています。

農業用廃プラスチック類を家庭ごみと一緒にごみ集積所に出したり、クリーンセンターに持ち込むことはやめてください。

なお、農業用廃プラスチック類の回収は、年2回実施します。

回収日や回収方法、処分費の補助事業については、下記連絡先までお問い合わせください。

《問い合わせ先》

回収日や回収方法 ➡ JA千葉みらい習志野支店営農センター (☎454-0190)

処分費の補助事業 ➡ 習志野市役所産業振興課 (☎453-9217)